

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）……………2
- 二件……………2
- 県営土地改良事業の換地処分（秋田地域振興局農林部）……………2
- 選舉管理委員会告示……………2
- 個人演説会を開催することができる施設の指定（八二）……………2
- 人事委員会規則……………2
- 人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………2

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第五十三号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例施行規則の一部を改正する規則

県道		道路の種類
新	旧	旧新別
湯沢雄物川大曲線	湯沢雄物川大曲線	路線名
ク	横手市大雄字宮小路三九番地先から五七番三地先まで	区間
八・〇〇~一四・〇〇	五・〇〇~九・〇〇	敷地の幅員(メートル)
〇・一二四	〇・一二四	延長(キロメートル)

二　道路の区域を表示した図面を綱覧する場所及び期間  
(一) 場所　建設交通部道路課  
(二) 期間　平成二十年十月十日から同月二十三日まで

秋田県認証局の自己署名証明書のファインガーブリント  
秋田県認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げ  
るハッシュ関数により算出したファインガーブリントは、同表の  
右欄に掲げるとおりである。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第二百五十三号）の規定に基づく公的個人認証サービスに係る秋田県認証局及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフインガーピントを次のとおり変更したので、公告する。

ハッシュ関数	ファインガープリント
SHA-1	D8DA DA8D 5376 1C64 3313 2D72 DFCA 708 2 37D7 1B93

二 ブリッジ認証局の自己署名証明書の「フィンガープリント」  
ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲  
げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表  
の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	ファインガーピン
SHA-1	37D4D360410375BB 5F53235EC5FF3D4 32A61CA70

三 変更後のファインガープリントの適用開始日

1

変更後のファインガーブリントは、平成二十年九月二十四日以下に発行された電子証明書から適用する。

四 その他

一及び二に掲げるファインガーブリントについては、これらを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、空白又は「：」の有無等表示が異なる場合がある。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成二十年九月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ポルダーネット

三 代表者の氏名

菊 地 幸 彦

四 主たる事務所の所在地

秋田県南秋田郡大潟村字中央一丁目十六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、大潟村及び周辺自治体に居住する市民に対し、情報通信基盤を活用し、インターネット接続サービスを提供する。そして、インターネットを利用しての地域情報の発信・共有につながる伝達システムや利活用方法について研究・調査・啓発事業等を行い、大潟村及び周辺自治体の地域振興につながる地域情報ネットワークを構築するとともに、情報発信を行い、まちづくりの推進と地域の活性化、並びに暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあつた年月日

平成二十年九月三十日

<h3 style="text-align: center;">人事委員会規則</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">施設の名称</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">施設の所在地</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">指定年月日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">河辺中央児童館</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下二十九番地</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">平成二十年九月三十日</td></tr> </tbody> </table>	施設の名称	施設の所在地	指定年月日	河辺中央児童館	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下二十九番地	平成二十年九月三十日	<h3 style="text-align: center;">選挙管理委員会告示</h3> <p style="text-align: center;">秋選管告示第八十一号</p> <p>公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百六十二条第一項第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があつたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。</p> <p style="text-align: center;">平成二十年十月十日</p> <p style="text-align: center;">秋田県知事 寺 田 典 城</p>
施設の名称	施設の所在地	指定年月日					
河辺中央児童館	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下二十九番地	平成二十年九月三十日					

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月十日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏  
一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する。

別表第一(能代市本庁の項中「、国体室長」を削り、「農業委員会」を「農業委員会」、事務局の項中「、國体室長」を削り、「農業委員会」を「農業委員会」、事務局長の項中「、局長」を「局長」に改め、同表鹿角市本

府の項中「局長、次長」を「局長」に改め、「会計管理者、課長」の下に「、室長」を、「教育長」の下に「、教育部長」を加え、「国体事務局長」及び「、国体事務局次長」を削り、「学事指導監」の下に「、政策監」を加え、同表鹿角市出先機関の項中「、市民セン — 所長」を「市民セン — 地域アドバイザ

ー」を「、花輪図書館」を「先人顕彰館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。